

高等学校等就学支援金 課税地確認書【令和3（2021）年1月1日時点住所地】

普通科	1年	2組	3番	生徒氏名	栃木 北斗
-----	----	----	----	------	-------

保護者等の電話番号 (平日日中に連絡のと	< 記入例 ① > R2.1.1～R3.1.1まで住民票上の動きがない場合 (前年と同じ状況：転居・単身赴任・海外赴任等なし)))
-------------------------	---	-----

以下の【確認事項】を御記入ください。

○ 高等学校等就学支援金の受給資格の審査では、課税地（住民票住所を有する市町村）で課税された税額情報が必要です。課税地は本年の1月1日時点の住民票住所を有する市町村になりますので、前回の課税地と今回の課税地に変更がないか確認する必要があります。

【確認事項】

◆ 令和2（2020）年1月1日時点の住民票住所を有する市町村と変更はありますか。

有り 無し

◆ 令和3(2021)年1月1日時点の課税地（住民票住所を有する市町村）を御記入ください。

親権者等氏名 (ふりがな) とちぎ けんた	生徒との続柄	親権者等氏名 (ふりがな) とちぎ はなこ	生徒との続柄
栃木 県太	父	栃木 花子	母

上記保護者等の令和3(2021)年1月1日現在の市区町村までの住所

栃木 都 道 宇都宮 市 区 府 県 町 村	栃木 都 道 宇都宮 市 区 府 県 町 村
<input type="checkbox"/> 日本国内に住所を有していない。	<input type="checkbox"/> 日本国内に住所を有していない。

※海外赴任等で日本国内に住所を有していない場合には、県市町名は空欄で、□にチェックのみしてください。

補足：課税地の例 (A市からB市、C市へ引越している場合)



2021年1月2日以降、転居している場合・・・課税地はB市（2021年1月1日時点の住所）
 ※必ずしも申請時の住所とは限りませんので注意してください。

保護者様の届出に基づき、本校が本来の課税地とは異なる市町に照会した場合、県等への報告が必要となります。課税地の正確な把握にご協力お願いいたします。

〈必ず御連絡ください〉

受給資格の認定を受けた後、収入の修正申告や税額の更正決定による市町村民税の課税状況の変更や離婚・死別、養子縁組等による保護者等の変更があった場合には、速やかに収入状況届出書を提出する必要があります。必ず、宇都宮北高等学校事務室（電話028-663-1311（平日8:15～16:30））に御連絡ください。

高等学校等就学支援金 課税地確認書【令和3（2021）年1月1日時点住所地】

普通科	1年	2組	3番	生徒氏名 栃木 北斗
-----	----	----	----	---------------

保護者等の (平日日中に連絡の 可能な電話番号)	< 記入例 ② > R2.1.2～R2.12.31の間に 親権者の内の一人が単身赴任となっている場合 【例：R2.4.1付異動(父単身赴任) 宇都宮 → 大阪】	父・母・その他 ()) 御記入ください。
--------------------------------	---	---------------------------

以下の【確認事項】までに御提出ください。

○ 高等学校等就学支援金の受給資格の審査では、課税地（住民票住所を有する市町村）で課税された税額情報が必要です。課税地は本年の1月1日時点の住民票住所を有する市町村になりますので、前回の課税地と今回の課税地に変更がないか確認する必要があります。

【確認事項】

◆ 令和2（2020）年1月1日時点の住民票住所を有する市町村と変更はありますか。

有り 無し

◆ 令和3(2021)年1月1日時点の課税地（住民票住所を有する市町村）を御記入ください。

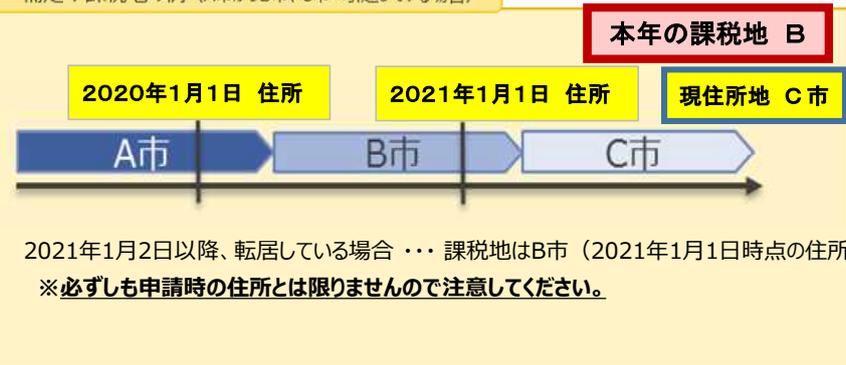
親権者等氏名 (ふりがな) とちぎ けんた	生徒との続柄 父	親権者等氏名 (ふりがな) とちぎ はなこ	生徒との続柄 母
栃木 県太		栃木 花子	

上記保護者等の令和3(2021)年1月1日現在の市区町村までの住所

大阪 都 道 大阪 市 区 府 町 村	栃木 都 道 宇都宮 市 区 府 町 村
<input type="checkbox"/> 日本国内に住所を有していない。	<input type="checkbox"/> 日本国内に住所を有していない。

※海外赴任等で日本国内に住所を有していない場合には、県市町名は空欄で、□にチェックのみしてください。

補足：課税地の例（A市からB市、C市へ引越している場合）



保護者様の届出に基づき、本校が本来の課税地とは異なる市町に照会した場合、県等への報告が必要となります。課税地の正確な把握にご協力お願いいたします。

〈必ず御連絡ください〉

受給資格の認定を受けた後、収入の修正申告や税額の更正決定による市町村民税の課税状況の変更や離婚・死別、養子縁組等による保護者等の変更があった場合には、速やかに収入状況届出書を提出する必要があります。必ず、宇都宮北高等学校事務室（電話028-663-1311（平日8:15～16:30））に御連絡ください。

【学校が記入】 学校受付日 年 月 日

高等学校等就学支援金 課税地確認書【令和3（2021）年1月1日時点住所地】

普通科	1年	2組	3番	生徒氏名	栃木 北斗
保護者等の電 (平日日中に連絡のと	< 記入例 ③ > ~R3.4月まで海外赴任をしていた場合			(父・母・その他 ())	を御記入ください。

以下の【確認事項】に必要な事項を御記入いただき、6月22日（火）までに御提出ください。

○ 高等学校等就学支援金の受給資格の審査では、課税地（住民票住所を有する市町村）で課税された税額情報が必要です。課税地は本年の1月1日時点の住民票住所を有する市町村になりますので、前回の課税地と今回の課税地に変更がないか確認する必要があります。

【確認事項】

◆ 令和2（2020）年1月1日時点の住民票住所を有する市町村と変更はありますか。

有り 無し

◆ 令和3(2021)年1月1日時点の課税地（住民票住所を有する市町村）を御記入ください。

親権者等氏名 (ふりがな) とちぎ けんた	生徒との続柄	親権者等氏名 (ふりがな) とちぎ はなこ	生徒との続柄
栃木 県太	父	栃木 花子	母

上記保護者等の令和3(2021)年1月1日現在の市区町村までの住所

<input type="checkbox"/> 記入しない	都 道	<input type="checkbox"/> 記入しない	市 区
	府 県		町 村
<input checked="" type="checkbox"/>	日本国内に住所を有していない。		

栃木 都 道	宇都宮 市 区
府 県	町 村
<input type="checkbox"/> 日本国内に住所を有していない。	

※海外赴任等で日本国内に住所を有していない場合には、県市町名は空欄で、□にチェックのみしてください。

チェックのみ記入

補足：課税地の例（A市からB市、C市へ引越している場合）



2021年1月2日以降、転居している場合・・・課税地はB市（2021年1月1日時点の住所）
 ※必ずしも申請時の住所とは限りませんので注意してください。

保護者様の届出に基づき、本校が本来の課税地とは異なる市町に照会した場合、県等への報告が必要となります。課税地の正確な把握にご協力お願いいたします。

〈必ず御連絡ください〉

受給資格の認定を受けた後、収入の修正申告や税額の更正決定による市町村民税の課税状況の変更や離婚・死別、養子縁組等による保護者等の変更があった場合には、速やかに収入状況届出書を提出する必要があります。必ず、宇都宮北高等学校事務室（電話028-663-1311（平日8:15~16:30））に御連絡ください。